

雇用保険制度の概要

1 制度の概要

(1) 雇用保険は政府が管掌する強制保険制度である。(労働者を雇用する事業は、原則として強制適用)

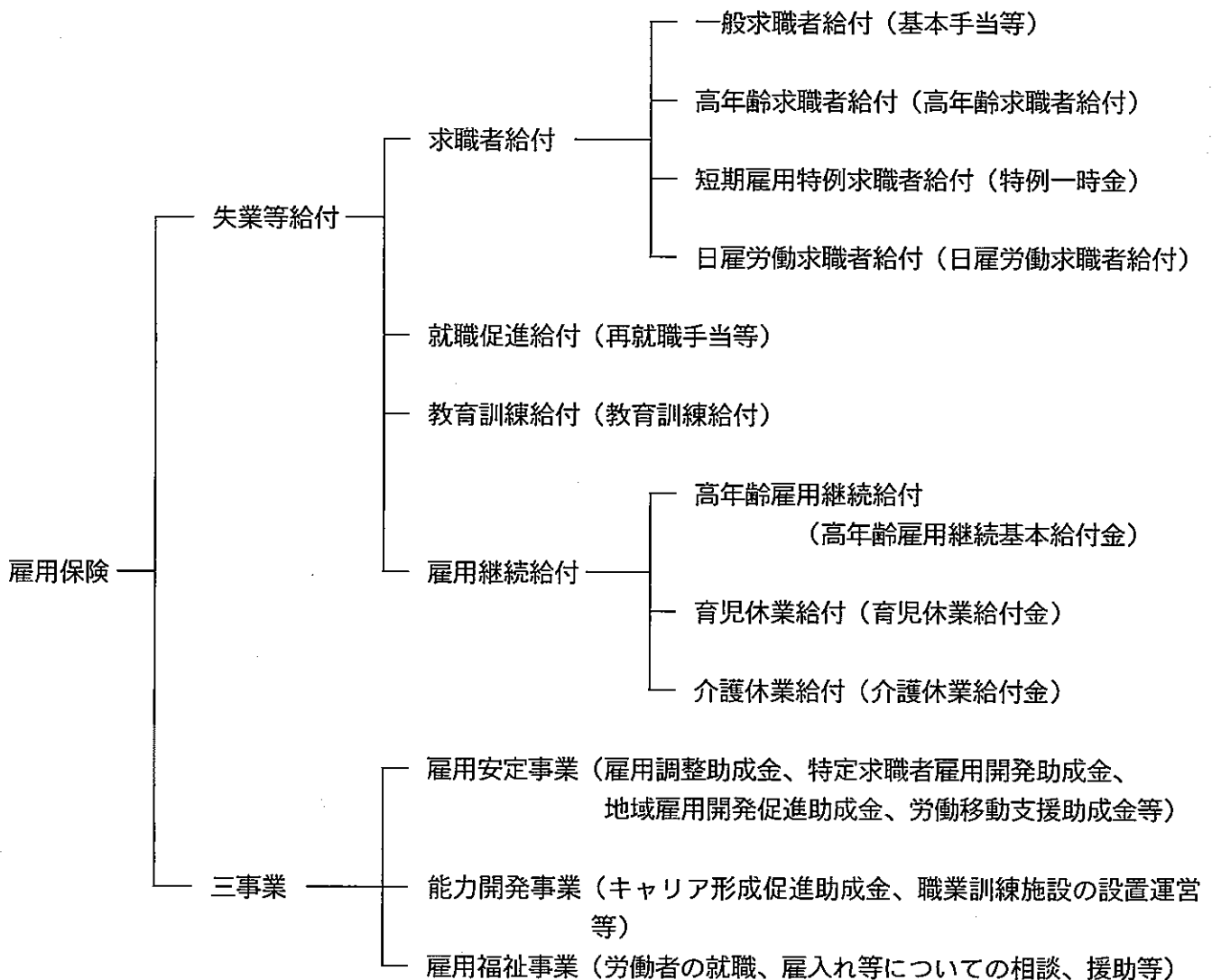
[適用事業所：203万所、被保険者：3,392万人、受給者実人員：111万人(平成13年度平均)]

(2) 雇用保険は、

① 労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活及び雇用の安定と就職の促進のために失業等給付を支給するとともに、

② 失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図るための三事業を行う。

雇用に関する総合的機能を有する制度である。



2 失業等給付の概要

(1) 基本手当

一般被保険者が失業した場合において、離職の日以前1年間に被保険者期間が6か月以上ある場合には4週間に1回基本手当が支給される。

所定給付日数については、定年退職者を含め、離職前から予め再就職の準備ができるような者に対しては90日～180日（一般の離職者）、倒産・解雇等により、再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者に対しては90日～330日となる。

なお、短時間労働被保険者である一般被保険者が失業した場合には、被保険者期間の計算、賃金日額及び給付日数の特例がある。

イ 基本手当の年齢別上限額

年齢区分	賃金日額上限額	基本手当日額上限額
～29歳	14,590円	8,754円
30歳～44歳	16,210円	9,726円
45歳～59歳	17,840円	10,704円
60歳～64歳	19,450円	9,725円

ロ 基本手当の給付率（60歳未満）

賃金日額	給付率	基本手当日額
2,160円～4,250円(注)	8割	1,728円～3,400円
4,250円～10,280円	8割～6割	3,400円～6,168円
10,280円～17,840円	6割	6,168円～10,704円

(注)2,160円以上4,250円未満の賃金日額は、短時間労働被保険者が失業した場合のみ適用される。

60歳以上65歳未満の者については、賃金日額10,280円～13,300円の者に係る給付率が6割～5割まで逡減し、13,300円以上の者については給付率が5割となる。

ハ 給付日数

(イ) 短時間労働被保険者以外の一般被保険者であった者に対する給付日数

a 一般の離職者

区分		被保険者であった期間		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
				90日		120日	150日	180日
就職 困難 者	45歳未満	150日	300日					
	45歳以上65歳未満		360日					

b 倒産・解雇等による離職者

区分		被保険者であった期間		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
				90日	90日	120日	180日	—
30歳未満			90日		120日	180日	—	
30歳以上45歳未満			90日		180日	210日	240日	
45歳以上60歳未満			180日		240日	270日	330日	
60歳以上65歳未満			150日	180日	210日	240日		

(ロ) 短時間労働被保険者である一般被保険者であった者に対する給付日数

a 一般の離職者

区分		被保険者であった期間		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
				90日		90日	120日	150日
就職 困難 者	30歳未満	150日	240日					
	30歳以上65歳未満		270日					

b 倒産・解雇等による離職者

区分		被保険者であった期間		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
				90日	90日	90日	150日	—
30歳未満			90日		90日	150日	—	
30歳以上45歳未満			90日		150日	180日	210日	
45歳以上60歳未満			180日		210日	240日	300日	
60歳以上65歳未満			150日	150日	180日	210日		

(2) 高年齢求職者給付金

65歳以上の労働者（高年齢継続被保険者）が失業した場合には、基本手当日額の一定日数分の一時金が支給される。

○短時間労働被保険者以外の高年齢継続被保険者であった者に対する給付

被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上
高年齢求職者給付金の額	30日分	60日分	75日分

○短時間労働被保険者である高年齢継続被保険者であった者に対する給付

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金の額	30日分	50日分

(3) 特例一時金

季節的に雇用される者等（短期雇用特例被保険者）が失業した場合には、基本手当日額の50日分の特例一時金が支給される。

(4) 日雇労働求職者給付金

日雇労働被保険者が失業した場合には、日雇労働求職者給付金が支給される。

等級	給付金日額	賃金日額区分
第1級	7,500円	11,300円以上
第2級	6,200円	8,200円以上11,300円未満
第3級	4,100円	8,200円未満

(5) 再就職手当

所定給付日数の3分の1以上、かつ、45日以上を残して早期に再就職した者には、支給残日数の1/3相当額（15日分～120日分）の再就職手当が支給される。

(6) 教育訓練給付金

次のいずれかに該当する者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受け、修了した場合、支給要件期間が5年以上ある時に、当該教育訓練に要した費用の80%相当額（上限30万円。）の教育訓練給付金が支給される。

イ 教育訓練を開始した日に被保険者である者。

ロ イ以外の者であって、教育訓練を開始した日が被保険者でなくなってから1年以内にある者。

(注) 支給要件期間とは、教育訓練を開始する日までの通算した被保険者であった期間のこと。なお、過去に教育訓練給付金の支給を受けたことがある場合は、支給に係る教育訓練を開始した日以前の期間は、支給要件期間には算入されない。

(7) 高年齢雇用継続給付

被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の労働者であって、各月に支払われる賃金が60歳時点の賃金の85%未満のときに高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金、高年齢再就職給付金）が支給される。給付額及び支給期間については、以下のとおりである。

イ 支給対象者

60歳時点に対して賃金額が15%を超えて低下した状態で雇用を継続する高齢者（被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の被保険者）。

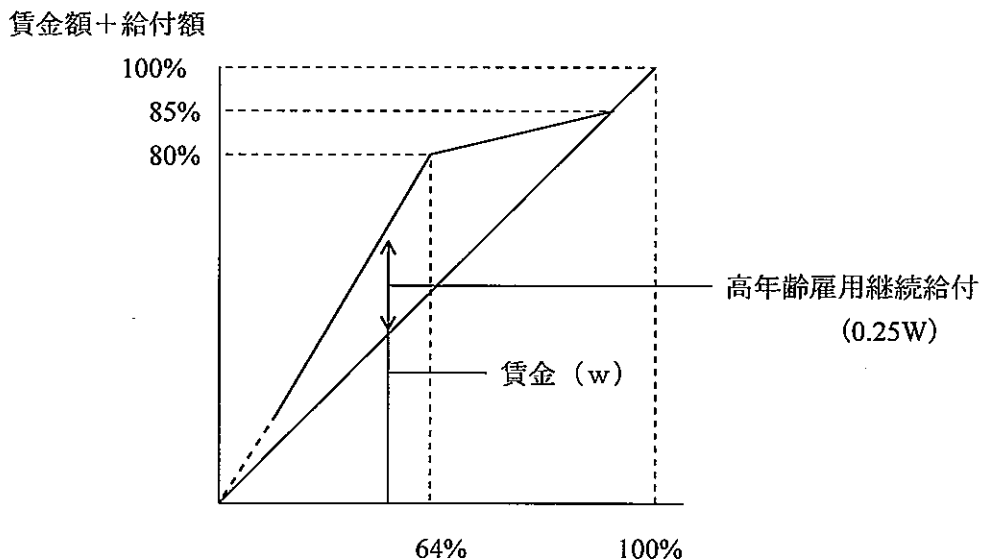
ロ 給付額

60歳以後の賃金の25%（賃金と給付の合計額が60歳時点の賃金の80%を超え85%未満の場合は逡減した率）。

賃金と給付の合計が月額38万9,115円を超える場合は、超える額を減額。

ハ 支給期間

65歳に達するまでの期間（失業給付受給後に再就職した場合は、失業給付の支給残日数200日以上は2年間、100日以上は1年間）。



(注) 100%は60歳時点の賃金である。

(8) 育児休業給付

1歳未満の子を養育するため育児休業をした被保険者であって、育児休業開始前2年間にみなし被保険者期間（賃金支払の基礎となった日数が11日以上ある月）が12か月以上ある者には、育児休業給付（育児休業基本給付金、育児休業者職場復帰給付金）が支給される。給付額については以下のとおりである。

- イ 休業前賃金の40%相当額を支給（30%相当額を休職期間中に支給し、残額は育児休業後6か月間被保険者として雇用された場合に支給）。
- ロ 賃金と給付の合計額が休業前賃金の80%を超える場合は、超える額を減額。

(9) 介護休業給付

対象家族の介護を行うため介護休業をした被保険者であって、介護休業開始前2年間にみなし被保険者期間（賃金支払の基礎となった日数が11日以上ある月）が12か月以上ある者には、介護休業給付金が支給される。給付額については以下のとおりである。

- イ 休業前賃金の40%相当額を支給。
- ロ 賃金と給付の合計額が休業前賃金の80%を超える場合は、超える額を減額。

3 雇用保険三事業の概要

(1) 雇用安定事業

被保険者等に関し失業の予防を図るとともに、雇用状態の是正、雇用機会の増大等雇用の安定を図る。

(2) 能力開発事業

職業訓練施設の整備、労働者の教育訓練受講の援助など、職業生活の全期間を通じた労働者の能力開発・向上を図る。

(3) 雇用福祉事業

労働者の職業生活上の環境の整備改善、就職の援助その他福祉の増進を図る。

4 費用の負担

求職者給付及び雇用継続給付に要する費用は、労使が負担する保険料と国庫負担によりまかない、三事業に要する費用は、全額事業主のみが負担する保険料によりまかなわれる。

(1) 保険料

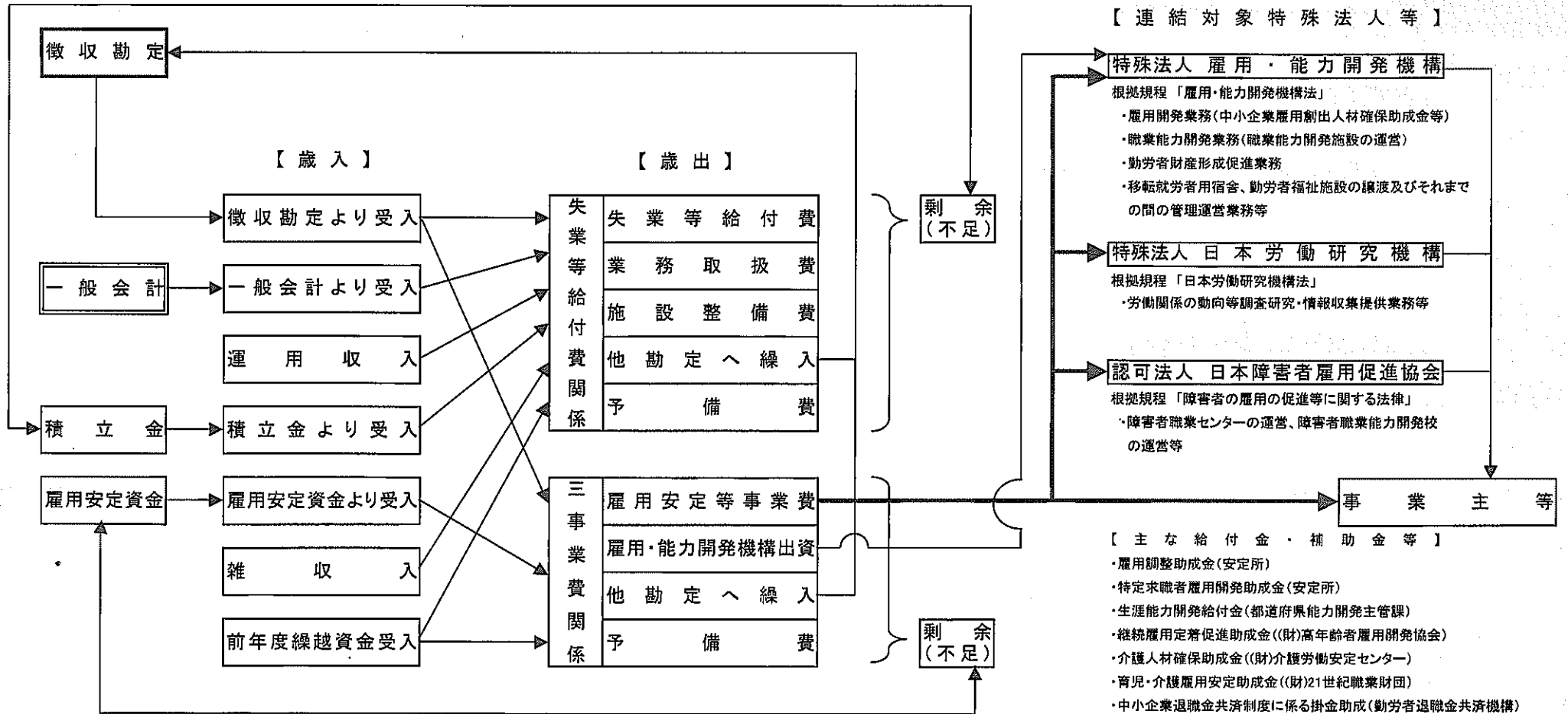
	事業主負担	労働者負担	計
失業等給付のための保険料	6/1,000	6/1,000	12/1,000
三事業のための保険料	3.5/1,000	なし	3.5/1,000
計	9.5/1,000	6/1,000	15.5/1,000

(2) 国庫負担

- イ 高年齢求職者給付金及び日雇労働求職者給付金以外の求職者給付にあっては、これに要する費用の4分の1を負担する。
- ロ 日雇労働求職者給付金にあっては、これに要する費用の3分の1を負担する。
- ハ 雇用継続給付にあっては、これに要する費用の8分の1を負担する。

他勘定、他会計、特殊法人及び公益法人との間の業務等の関係及び財政資金の流れ(13年度末)

○労働保険特別会計 雇用勘定



平成13年度 財源別歳入歳出決算

労働保険特別会計 雇用勘定

(単位：円)

	歳入			歳出				
	項目	予算現額	決算額	備考	項目	予算現額	決算額	備考
失等付関 業給費係	徴収勘定より受入	1,884,642,806,000	1,825,530,973,389		失業等給付費	2,592,848,417,000	2,600,665,564,638	
	保険料収入	1,882,929,117,000	1,824,285,905,656		業務取扱費	92,798,346,000	90,711,389,189	
	印紙収入	1,000,277,000	784,160,760		施設整備費	14,633,532,356	12,089,737,242	前年度繰越含む
	雑収入	713,412,000	460,906,973		他勘定へ繰入	24,437,840,000	22,446,895,302	
	一般会計より受入	489,275,298,000	489,275,298,000		予備費	47,400,000,000	0	
	求職者給付費等財源受入	488,425,298,000	488,425,298,000		翌年度繰越額	0	1,608,431,535	
	業務取扱費受入	850,000,000	850,000,000					
	運用収入	32,158,800,000	19,220,892,655					
	積立金より受入	345,700,673,000	345,683,933,872					
	雑収入	18,287,218,000	20,378,554,486					
	前年度繰越資金受入	0	2,053,340,356					
前年度国庫負担受入超過額受入	0	26,517,619,706						
計	2,770,064,795,000	2,728,660,612,464		計	2,772,118,135,356	2,727,522,017,906		
				剰余		1,138,594,558		
三業関 事業係	徴収勘定より受入	551,600,909,000	534,701,099,388		雇用安定等事業費	671,554,732,000	573,073,623,646	前年度繰越含む
	保険料収入	551,600,909,000	534,701,099,388		雇用・能力開発機構出資	28,007,143,000	27,440,801,000	
	雇用安定資金より受入	137,523,893,000	135,225,031,501		他勘定へ繰入	860,249,000	711,512,698	
	前年度繰越資金受入	0	17,297,322,000		予備費	6,000,000,000	0	
					翌年度繰越額	0	0	
	計	689,124,802,000	687,223,452,889		計	706,422,124,000	601,225,937,344	
				剰余		85,997,515,545		
合	計	3,459,189,597,000	3,415,884,065,353		合	計	3,478,540,259,356	3,328,747,955,250
				純剰余		87,136,110,103		

徵 收 勘 定

労働保険特別会計徴収勘定の業務等の情報

1 労働保険特別会計徴収勘定の設置目的

昭和47年に、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）及び雇用（失業）保険の適用を5人未満の零細事業に拡大するにあたり、保険料徴収の手続等の事業主の利便と行政機関の業務量を軽減するため、労災保険及び雇用保険の保険関係及び保険料が一本化され、適用徴収事務が一元化された。このため、両保険事業の事務のうち適用徴収事務については、両保険につき不可分一体の収入支出の経理を行うことが必要となり、労働保険特別会計が設けられるとともに、一本化された保険料の経理を適切に処理するために徴収勘定が設けられた。

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）

第1条 この法律は、労働保険の事業の効率的な運営を図るため、労働保険の保険関係の成立及び消滅、労働保険料の納付の手続、労働保険事務組合等に関し必要な事項を定めるものとする。

○労働保険特別会計法（昭和47年法律第18号）

第1条 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による労働者災害補償保険事業（以下「労災保険事業」という。）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）による雇用保険事業（以下「雇用保険事業」という。）に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

第3条 この会計は、労災勘定、雇用勘定及び徴収勘定に区分する。

2 労働保険特別会計徴収勘定の特質

徴収勘定は、労災・雇用の両保険事業のうち、労働保険料等の収入保険料の返還金及び徴収に関する経費の支出を行い、両保険につき不可分一体の経理を行うための共通勘定としての性格を有するものである。

○労働保険特別会計法（昭和47年法律第18号）

第6条 徴収勘定においては、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）第10条第2項の労働保険料（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（昭和44年法律第88号。以下「整備法」という。）第19条第1項の特別保険料（以下「労災保険の特別保険料」という。）を含む。以下「労働保険料」という。）、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和23年法律第142号。次条第2項において「印紙保険料」という。）第3条第3項の規定による納付金、第8条の規定による労災勘定及び雇用勘定からの受入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、次条第1項の規定による労災勘定への繰入金、同条第2項の規定による雇用勘定への繰入金、労働保険料の返還金、労働

保険料の徴収及び労働保険事務組合に関する事務に係る業務取扱費その他の諸費をもつて歳出とする。

3 労働保険特別会計徴収勘定が経理している業務概要

労働保険は、原則として、労働者を1人以上雇用するすべての事業に適用されるものであり、その適用及び保険料徴収については、徴収法により定められている。

その概要は以下のとおりである。

(1) 労働保険の適用

① 労働保険の適用事業

労働保険の適用については、農林水産の事業の一部を除き、労働者を使用する事業は、すべて適用事業となっている（いわゆる全面適用）。

適用事業でない事業は、暫定任意適用事業とされている。

② 適用のしくみ

労働保険は、各適用事業ごとに、労災保険及び雇用保険の両保険が一体となった労働保険の保険関係が成立するものとして、保険関係の成立、消滅等の適用事務を一元的に処理することを原則としている。

ただし、建設の事業等については、労災保険及び雇用保険における適用労働者の範囲、適用方法等の相違にかんがみ、労災保険及び雇用保険についてそれぞれ個別の事業とみなして、二元的に処理している。

(2) 労働保険料の徴収

① 保険の種類

労働保険料は、労災保険及び雇用保険一体の労働保険料として徴収することを原則としており、その種類として一般保険料、特別加入保険料及び印紙保険料がある。

② 保険料の負担

労使の労働保険料負担については、労災保険に関する部分は全額事業主が負担し、雇用保険に関する部分は労使が一定の割合で負担することを原則としている。

③ 納付方法

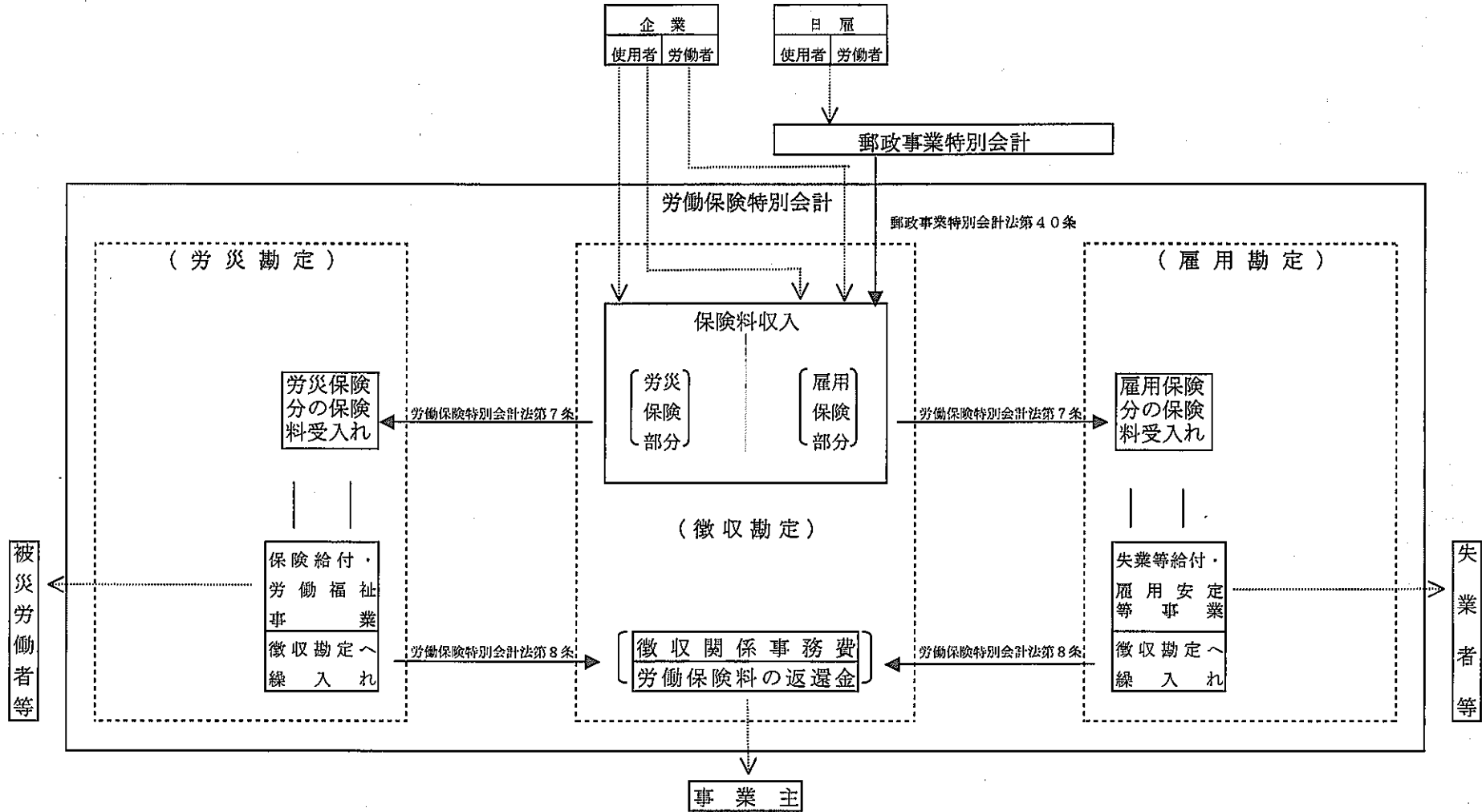
事業主は、労働保険料のうち一般保険料と特別加入保険料については、毎保険年度の初めに概算額（概算保険料）で申告・納付し、翌保険年度の初めに確定額（確定保険料）を申告し、過不足を精算することとされている。

印紙保険料については、雇用保険の日雇労働被保険者を使用する事業主が、一般保険料のほか、雇用保険印紙を日雇労働被保険者手帳に貼付し、消印することにより、納付することとされている。

4 他勘定、他会計、特殊法人等及び公益法人との業務等の関係及び財政資金の流れ 別紙1のとおり

5 歳入歳出決算の概要 別紙2のとおり

労働保険特別会計徴収勘定における財政資金の流れ



平成13年度歳入歳出決算の概要

別紙2

1 歳 入

款 項	歳入予算額 (円)	徴収決定済額 (円)	収納済歳入額 (円)	不納欠損額 (円)	収納未済歳入額 (円)	歳入予算額と収納済歳入額との差(△は減) (円)	備 考
0100-00 保 険 収 入	3,733,619,033,000	3,718,192,918,455	3,632,702,423,203	5,215,947,878	80,274,547,374	△ 100,916,609,797	「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」(以下「徴収法」という。)第10条第2項の労働保険料(印紙収入を除く)
0101-00 保 険 料 収 入	3,732,618,756,000	3,717,408,757,695	3,631,918,262,443	5,215,947,878	80,274,547,374	△ 100,700,493,557	
0102-00 印 紙 収 入	1,000,277,000	784,160,760	784,160,760	0	0	△ 216,116,240	郵政事業特別会計法第40条の規定に基づく受入金
0200-00 他 勘 定 より 受 入							
0201-00 他 勘 定 より 受 入	127,478,180,000	109,167,760,000	109,167,760,000	0	0	△ 18,310,420,000	労働保険特別会計法第8条及び同法施行令第2条第1項並びに第2項の規定に基づく受入金
0300-00 雑 収 入							
0301-00 雑 収 入	1,227,086,000	1,308,555,613	915,991,817	65,545,465	327,018,331	△ 311,094,183	「徴収法」第27条第1項の規定に基づく延滞金の収入等
0400-00 前年度剰余金受入							
0401-00 前年度剰余金受入	230,033,000	768,532,763	768,532,763	0	0	538,499,763	労働保険特別会計法第18条第4項の規定に基づく剰余金
歳 入 合 計	3,862,554,332,000	3,829,437,766,831	3,743,554,707,783	5,281,493,343	80,601,565,705	△ 118,999,624,217	

2 歳 出

項	歳出予算額 (円)	前年度繰越額 (円)	予備費使用額 (円)	予算総則の規定による経費増額 (円)	流用等増△減額 (円)	歳出予算現額 (円)	支出済歳出額 (円)	翌年度繰越額 (円)	不 用 額 (円)	備 考
01 保 険 料 返 還 金	84,592,338,000	0	0	0	0	84,592,338,000	59,358,456,099	0	25,233,881,901	「徴収法」第19条第6項及び第20条第2項に基づく保険料精算返還金(支出先:事業主等)
02 業 務 取 扱 費	42,115,875,000	0	0	0	0	42,115,875,000	39,845,304,488	0	2,270,570,512	労働保険料の徴収及び労働保険事務組合に関する事務に係る業務取扱費(人件費・事務費)(支出先:徴収担当職員、労働保険事務組合等)
03 他 勘 定 へ 繰 入	3,734,846,119,000	0	0	0	0	3,734,846,119,000	3,633,618,415,020	0	101,227,703,980	労働保険特別会計法第7条第1項及び同法施行令第1条第1項並びに同法第7条第2項及び同法施行令第1条第2項の規定に基づく繰入金(支出先:労災勘定及び雇川勘定)
09 予 備 費 (959- . . .)	1,000,000,000	0	0	0	0	1,000,000,000	0	0	1,000,000,000	
歳 出 合 計	3,862,554,332,000	0	0	0	0	3,862,554,332,000	3,732,822,175,607	0	129,732,156,393	